

障企自発0912第1号
令和元年9月12日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長
(公 印 省 略)

「補装具費支給事務取扱要領」の一部改正について

障害者の日常生活と社会参加を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく補装具費支給制度については、令和元年10月1日に予定されている消費税率引き上げにより、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示528号)」の一部の改正を行った。

これに伴い、今般、「補装具費支給事務取扱要領」の制定について(平成30年3月23日付け障企自発0323第1号)で定める補装具費支給事務取扱要領の一部を別紙の通り改正し、令和元年10月1日から適用することとしたので、その旨御了知の上、貴管内市区町村及び身体障害者更生相談所等の関係機関へ周知願いたい。